

該 非 判 定 書

作成責任者

相模原市中央区矢部 3-28-6

柚木行政書士事務所

代表・行政書士 柚木 勇

登録 10090102

042-719-4999 / 090-6171-7744



対象貨物・役務

Agilent Technologies 製 液体クロマトグラフ

Agilent 1200 シリーズ

判定（2018.1.22 施行および 2019.1.9 施行予定法令準拠）

輸出令別表第一の 1 項～15 項 対象外

同 16 項 該当

外為令別表の 1 項～15 項 対象外

同 16 項 対象外

判定理由

対象貨物は、分析装置の一種で、液体クロマトグラフである。同社製適合ユニットを組み合わせ、最適な構成とすることができるようになっていることが特徴である。当該ユニットは、いずれも液体クロマトグラフを構成するように設計された専用品であり、他の用途は想起しえない。

輸出令について

液体クロマトグラフ及びその部分品は、輸出令別表第一の 1 項から 15 項に、掲げられていない。よって、対象貨物は輸出令別表第一の 1 項から 15 項について対象外と判定する。

外為令について

対象貨物には、技術情報、データ、プログラムの類は付属しない。よって、外為令の 1 項から 15 項についても、対象外と判定する。

項目別対比表について

判定帳票として 2018 年版項目別対比表を用いているが、2019.1.9 施行法令においても判定結果に影響しないことを確認済である。

添付資料

1. 項目別対比表（全 1 頁）
2. 対象貨物資料（全 1 頁）
3. 対象貨物構成例写真（全 1 頁）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用) 6470

輸出令別表第1で明らかに規制されていない貨物用

貨物名: 液体クロマトグラフ

メーカー名: Agilent Technologies

型及び銘柄: Agilent 1200 シリーズ

©CISTEC 2019.1.9 施行法令確認済
2018.01.22施行政省令等対応 (1 / 1)

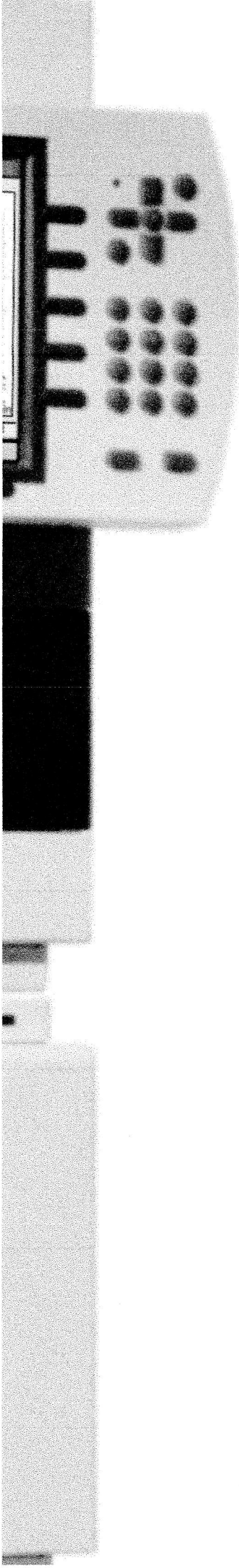
輸出令別表第1関連	判定欄 (いずれかにレ点)	貨物の内容・理由等
輸出令別表第1の1から15の項及び貨物等省令第1条から第14条に該当する貨物か?	☐ はい ☒ いいえ	

注意事項:

※判定欄で「はい」にチェックした場合は、関係する項目別対比表で、該非判定をすること。本シートは、使用できない。

※輸出令別表第1の1から15の項及び貨物等省令第1条から第14条に該当しない場合であっても、食品や木材等を除き、輸出令別表第3 (ホワイト国) 以外に輸出する場合は、キャッチオール規制 (用途・需要者) について確認すること。

作成責任者: (作成年月日: H31年 1月 7日)	
会社名	柚木行政書士事務所
所属・役職	行政書士・STC Associate
(フリガナ) 氏名	ユノキ イサム 柚木 勇
電話	042-719-4999



Agilent 1200 Series Pure Liquid Chromatography

高速液体クロマトグラフシステムにおいて世界をリードしてきた Agilent Technologies は、よりフレキシブルで、最高のパフォーマンスを追求し将来を見据えた LC システムを開発しました。

新製品 Agilent 1200 シリーズは、そのモジュール設計により、アプリケーションのニーズに合うように構成を最適化することができる一方で、スピード、分離能、感度を兼ね備えた優れたシステムを提供します。

Agilent は、堅牢で信頼性の高い LC システムを 30 年にわたり開発してきました。Agilent 1200 シリーズは、高度に統合されたソリューションの最新の進化形であり、妥協を許さないデータ品質とより高い生産性を実現する設計となっています。

Agilent 1200 シリーズのスケラブルでオープンなアーキテクチャにより、ラボの将来において Agilent 1200 への投資は安全です。

**All the performance.
All the time.**

